平成２６年（フ）第１６５３号
名古屋市名東区山の手１丁目703番地　カトレヤハイツ202号
破産者　髙木　　元
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　７号棟503号室、従前の住所愛知県春日井市鳥居松町４丁目42番地　野村ステイツ春日井中央公園1003号
破産者　三宅　好孝
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１２号
愛知県名古屋市千種区竹越１丁目４番32号　アメニティー竹越１Ａ号
破産者　福田秋夫こと　鄭　　**徳**洙
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３３号
名古屋市千種区富士見台４丁目58番地の６　ドミール千種103号、従前の住所名古屋市名東区引山３丁目201番地
破産者　奥田　耕作
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３５号
京都市西京区上桂前田町27番地12
破産者　井上　隆男
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
神戸市中央区琴ノ緒町４丁目７番１号、従前の住所神戸市中央区磯辺通３丁目２番11号　三宮ファーストビル901
破産者　羽田　伸二
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２９号
神戸市中央区下山手通７丁目３番６号
破産者　岡山　泰明
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６７号
神戸市須磨区青葉町２丁目２番３－303号
破産者　中野　友子
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５３号
広島市西区楠木町４丁目11番７－102号
破産者　竹田　真吾
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９４号
広島市安佐南区緑井８丁目２番２－201号
破産者　梶本　研二
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９８号
広島市安佐南区毘沙門台１－11－７、住民票上の住所広島市西区大宮１丁目９番６－101号
破産者　和田　俊克（旧姓酒井）
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市西陵５丁目20番26－121号
破産者　政野　聡文
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
（開始決定時の住所）旭川市春光台３条４丁目10番９号、開始決定時の住民票上の住所旭川市旭岡１丁目２番地の６
破産者　齊藤　正茂
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
北海道帯広市西15条南９丁目４番地９　ロヒリナ４階４－Ａ号
破産者　居酒屋Ｍａｓａこと　境藤　達哉
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
岩手県奥州市胆沢区若柳字下鹿合333番地
破産者　安倍　春男
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１５号
秋田県能代市住吉町13番16号
破産者　渡辺　　裕
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１００号
山形県南陽市池黒1539番地の８
破産者　高田　　豊
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２４号
山形県米沢市相生町７番96号
破産者　皆川　和子
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２５号
山形県米沢市相生町７番96号
破産者　渡部　明美
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部